



薬 第 1629-3 号

令和元年 11 月 14 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、令和元年 11 月 14 日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 知事指定薬物

次に掲げる3物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定しました。

- (1) (1-シクロヘキシルメチル-1H-インドール-3-イル) (ナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類

【通称名】

NE-CHMIMO、

JWH-018 cyclohexylmethyl derivative、

CHM-018

- (2) 1- (ベンゾフラン-4-イル) -N-エチルプロパン-2-アミン及びその

塩類

【通称名】

4-E A P B

(3) 1- (ベンゾフラン-6-イル) -N-エチルプロパン-2-アミン及びその  
塩類

【通称名】

6-E A P B

(4) 1から3までに掲げる物のいずれかを含有する物

## 2. 施行期日

令和元年11月15日

大阪府健康医療部

薬務課麻薬毒劇物グループ

TEL:06-6941-9078 (直通)

FAX:06-6944-6701